

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第42号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成17年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第3条関係） （第1面）～（第3面）</p> <p>略</p> <p>（第4面）</p> <p>略</p>	<p>様式第2号（第3条関係） （第1面）～（第3面）</p> <p>略</p> <p>（第4面）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物処理施設の使用前検査に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第3号の2（第4条の2関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第3号の2（第4条の2関係）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物処理施設の定期検査に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第4号(第5条関係) (第1面)・(第2面)</p> <div data-bbox="239 336 1102 376" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(第3面)</p> <div data-bbox="239 424 1102 464" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>	<p>様式第4号(第5条関係) (第1面)・(第2面)</p> <div data-bbox="1167 336 2033 376" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(第3面)</p> <div data-bbox="1167 424 2033 464" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <div data-bbox="1167 472 2033 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>この様式に記載された個人情報</u>は、<u>一般廃棄物処理施設の変更の許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> </div>

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
佐賀県知事 様		年 月 日	
		届出者	
		住所	
		氏名	
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日		年 月 日 第 号	
変更 の 内 容	軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(同規則第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	変更内容が法人に係るものである場合(法定代理人、株主及び出資をしている者の変更)		
	(ふりがな) 名称	住所	
	変更内容が個人に係るものである場合(法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更)		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
	廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
事務処理欄			
備考			
1 欄は記入しないこと。			
2 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

この様式に記載された個人情報、一般廃棄物処理施設の軽微変更等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、一般廃棄物最終処分場の埋立処分の終了に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第7号(第8条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第7号(第8条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第7号の2(第8条の2関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第7号の2(第8条の2関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物の熱回収施設の設置者の認定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第7号の4（第8条の4関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第7号の4（第8条の4関係）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、一般廃棄物の熱回収施設の休廃止等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第7号の5（第8条の5関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第7号の5（第8条の5関係）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物の熱回収の報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <p>略</p>	<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <p>略</p>
<p>様式第9号（第10条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <p>略</p>	<p>様式第9号（第10条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物処理施設の變更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがあ</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第 10 号 (第 11 条関係) (第 1 面)・(第 2 面)</p> <p>略 (第 3 面)</p> <p>略</p>	<p>る場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> <p>様式第 10 号 (第 11 条関係) (第 1 面)・(第 2 面)</p> <p>略 (第 3 面)</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第 11 号 (第 12 条関係) (第 1 面) ~ (第 3 面)</p> <p>略 (第 4 面)</p> <p>略</p>	<p>様式第 11 号 (第 12 条関係) (第 1 面) ~ (第 3 面)</p> <p>略 (第 4 面)</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>
<p>様式第 12 号 (第 13 条関係) (表面)</p> <p>略 (裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第 12 号 (第 13 条関係) (表面)</p> <p>略 (裏面)</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位の承継に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾な</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第 15 号 (第 16 条関係)</p> <p>略</p>	<p>しに第三者に提供することはありません。</p> <p>様式第 15 号 (第 16 条関係)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
<p>様式第 17 号 (第 16 条関係)</p> <p>略</p>	<p>様式第 17 号 (第 16 条関係)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出に係る事業の廃止等に関する事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
<p>様式第 18 号 (第 18 条関係)</p> <p>略</p>	<p>様式第 18 号 (第 18 条関係)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報は、産業廃棄物処理業等の許可証の再交付に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
<p>様式第 19 号 (第 20 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第 19 号 (第 20 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報は、産業廃棄物の再生事業者の個別指定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供する</p>

改正前	改正後
<p>様式第 21 号 (第 21 条関係)</p> <p>略</p>	<p>ことではありません。</p> <p>様式第 21 号 (第 21 条関係)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報は、産業廃棄物再生利用業の個別指定の事業の範囲の変更の指定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
<p>様式第 22 号 (第 21 条関係)</p> <p>略</p>	<p>様式第 22 号 (第 21 条関係)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報は、産業廃棄物再生利用業個別指定の事業の変更等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
<p>様式第 23 号 (第 22 条関係)</p> <p>略</p>	<p>様式第 23 号 (第 22 条関係)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報は、産業廃棄物再生利用業個別指定証の再交付に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
<p>様式第 26 号 (第 27 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第 26 号 (第 27 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>この様式に記載された個人情報は、廃棄物再生事業者の登録に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>

改正前	改正後
<p>様式第 28 号（第 29 条関係）</p> <p>略</p> <p>様式第 29 号（第 30 条関係）</p> <p>略</p>	<p>ません。</p> <p>様式第 28 号（第 29 条関係）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、廃棄物再生事業者の登録事項の変更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>様式第 29 号（第 30 条関係）</p> <p>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、産業廃棄物再生事業者登録証明書の再交付に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。